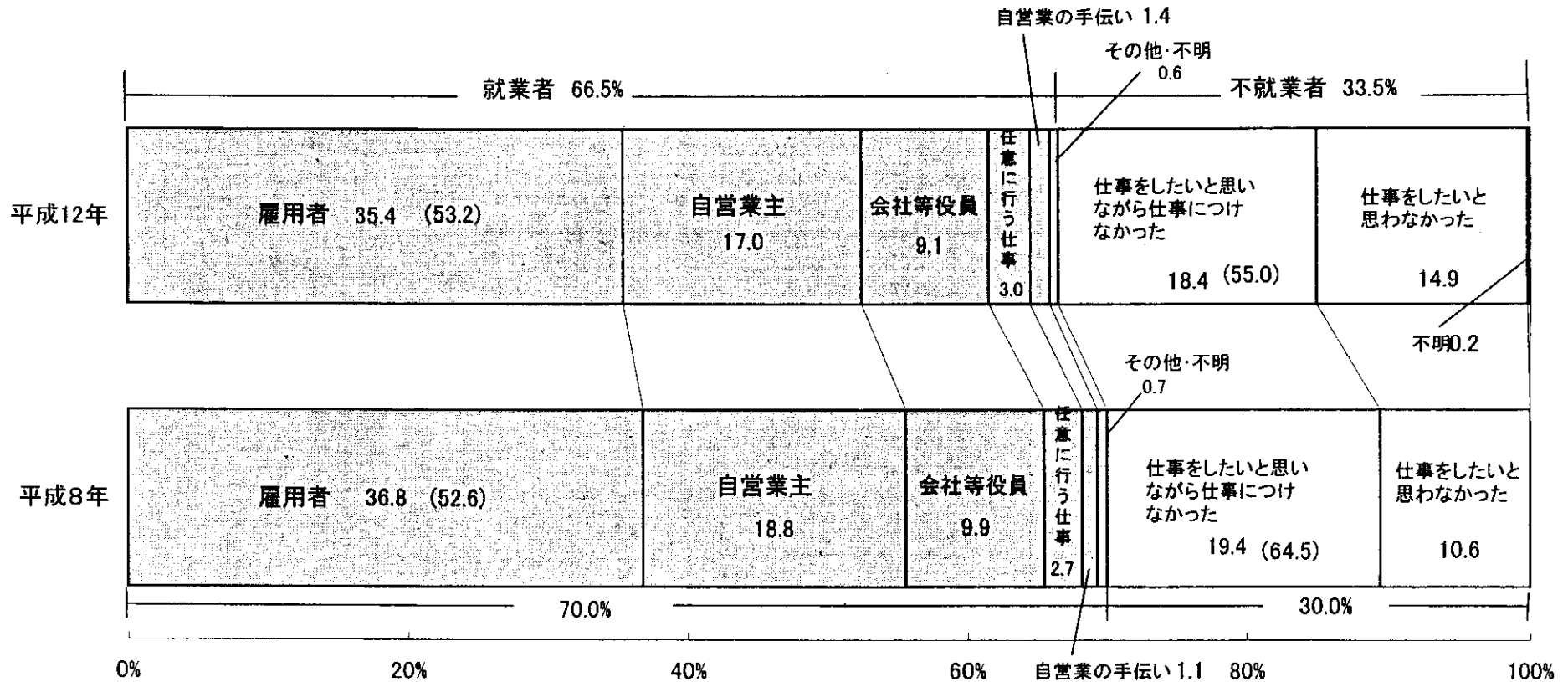


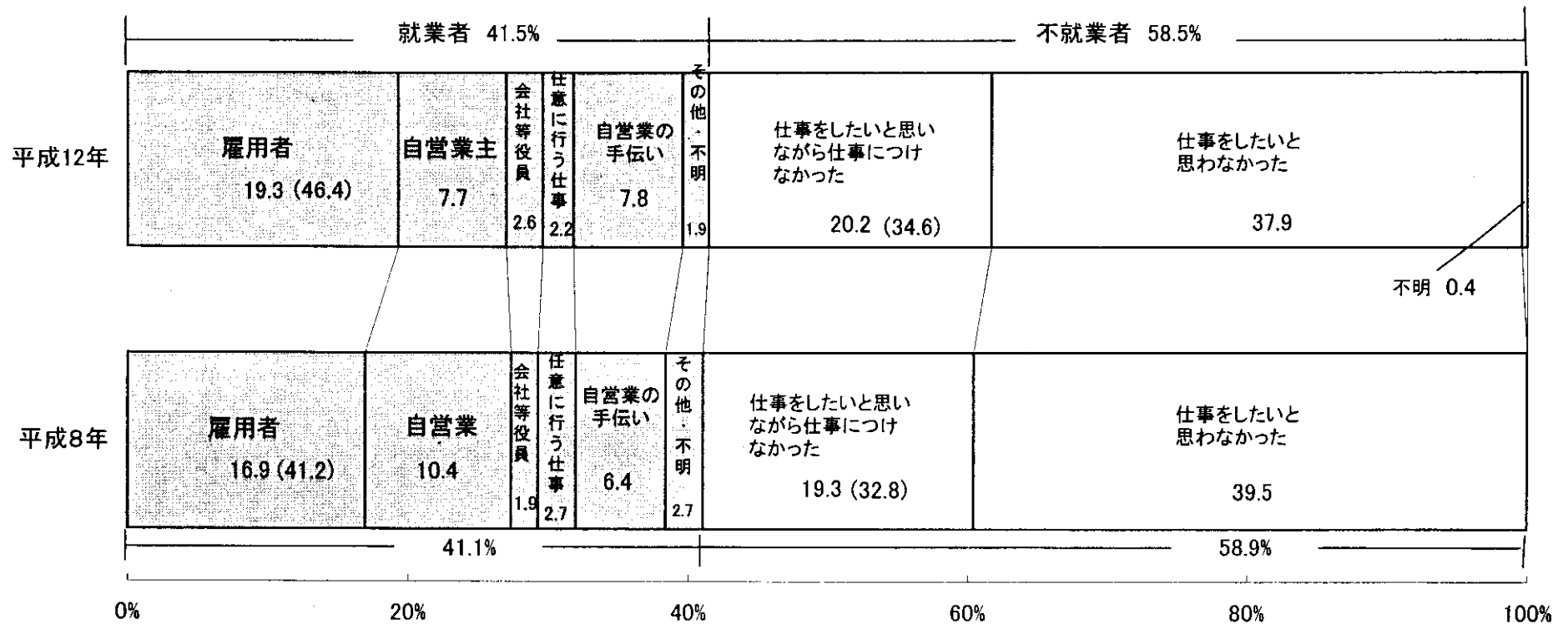
60歳台前半層の就業の状況(男)



出典:「高年齢者就業実態調査」(厚生労働省大臣官房)

- (注) 1. 「任意に行う仕事」とは、近所の人や会社などに頼まれて任意に行う仕事をした者をいう。
 2. グラフの「雇用者」の部分に付した括弧内の数値は、就業者に占める雇用者の割合である。
 3. グラフの「仕事をしたいと思わなかった」の部分に付した括弧内の数値は、不就業者に占める仕事をしたいと思わなかった者の割合である。

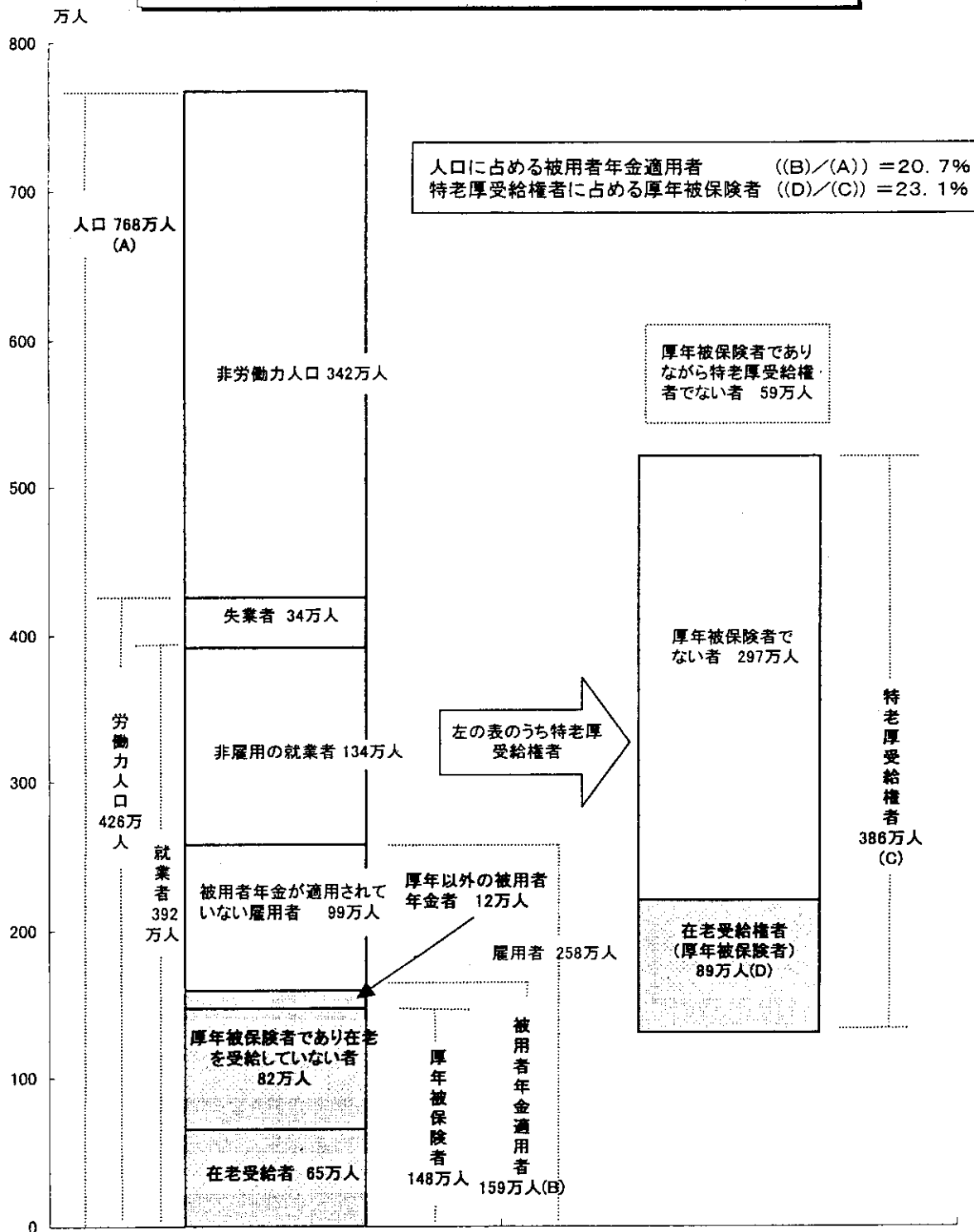
60歳台前半層の就業の状況(女)



出典：「高齢者就業実態調査」(厚生労働省大臣官房)

- (注) 1. 「任意に行う仕事」とは、近所の人や会社などに頼まれて任意に行う仕事をした者をいう。
 2. グラフの「雇用者」の部分に付した括弧内の数値は、就業者に占める雇用者の割合である。
 3. グラフの「仕事をしたいと思いつけなかった」の部分に付した括弧内の数値は、不就業者に占める仕事をしたいと思いつけなかった者の割合である。

60歳台前半層の者にかかる被保険者数等の状況(平成12年度)

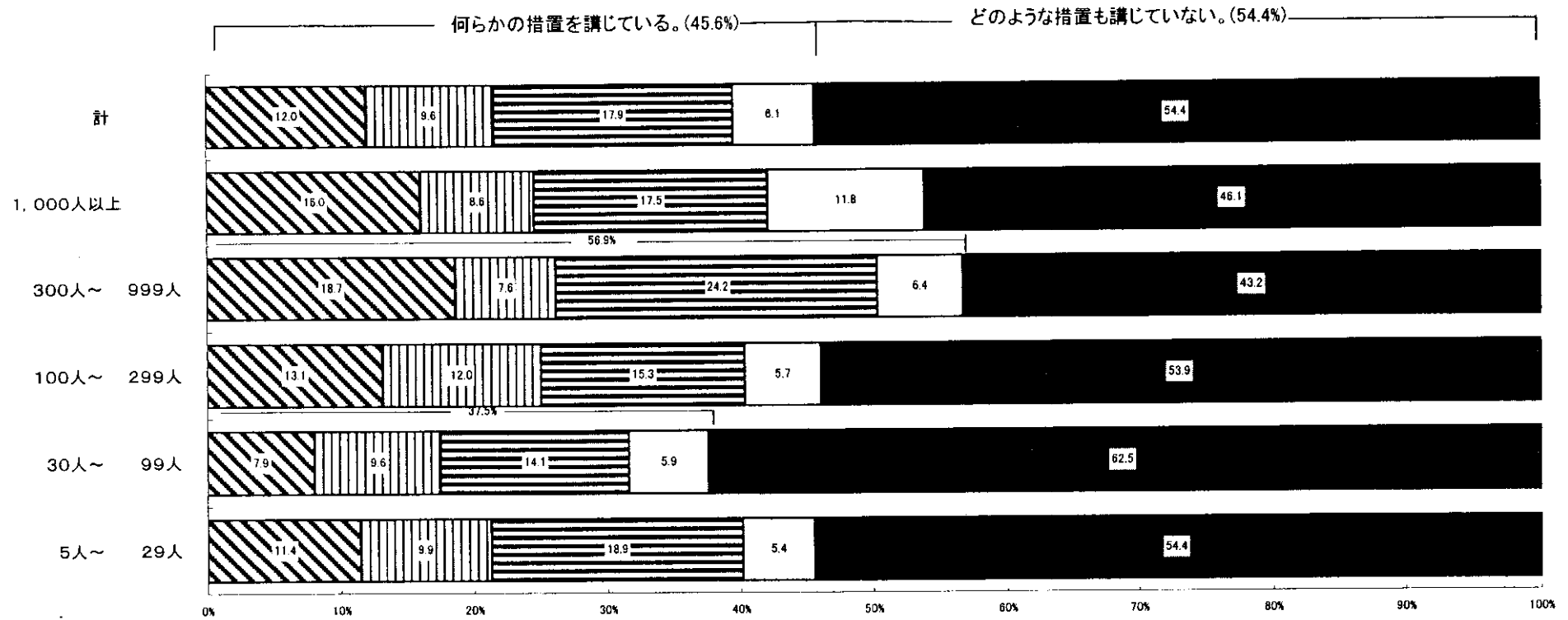


出典:「労働力調査」(総務省統計局)、「事業年報(H12)」(社会保険庁)、「特老厚受給権者」は社会保険庁調べ

- (注) 1. 端数の調整等により数値が合計値と合致しない場合がある。
 2. 「厚年被保険者でありながら、特老厚の受給権者でない者」※が59万人いることに留意。仮に、59万人全てが「特老厚の受給資格を有しながら年金の請求をしていない者」とした場合、特老厚受給権者と前述の未請求者に占める厚年被保険者の割合は33.2%となる。
 3. 「在老受給者」には、坑内員・船員の特例により、60歳より前で年金を受給している者を含む。

※例:「特老厚の受給資格を有しながら年金に請求をしていない者」、「公務員OBで60歳以降初めて厚年被保険者となった者」等

企業規模別の在職老齢年金受給権者に係る賃金・労働時間に関する措置(平成12年)



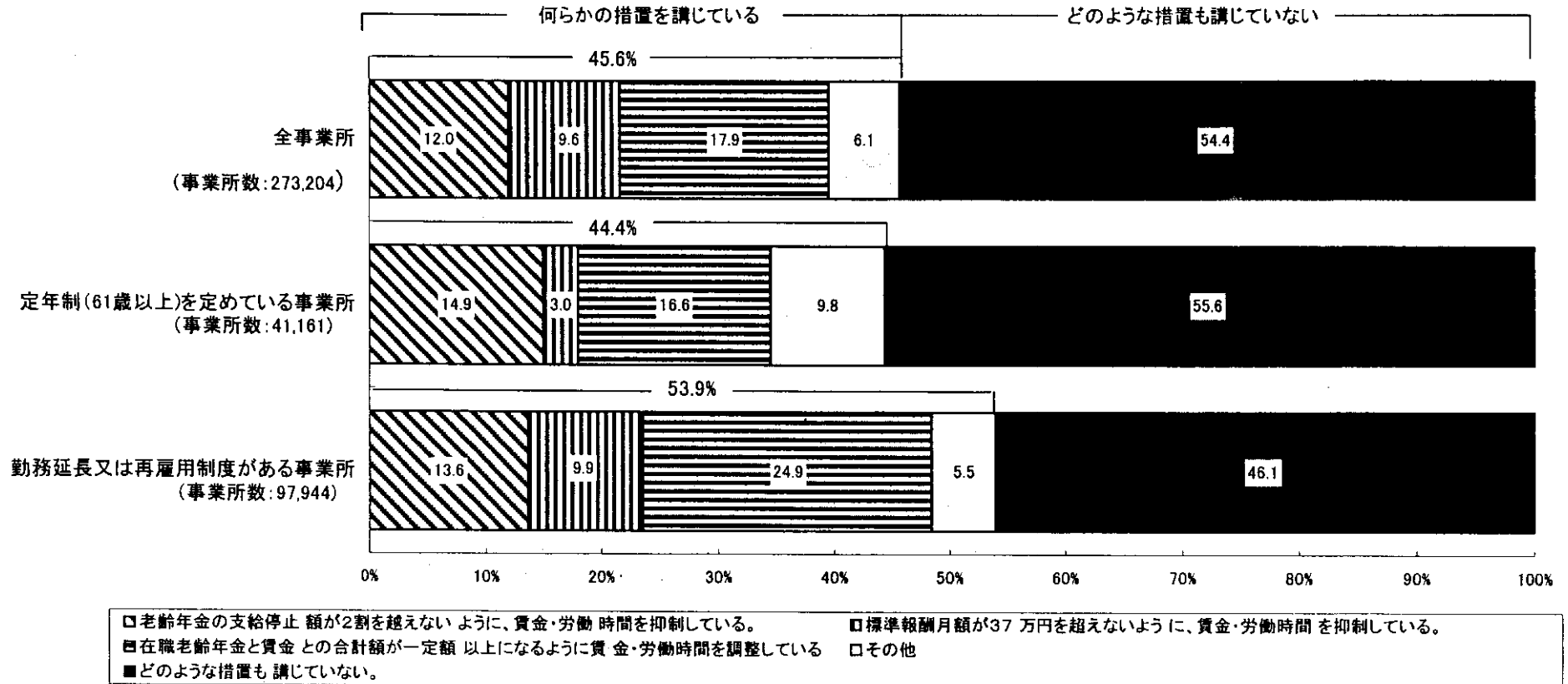
老齢年金の支給停止額が2割を越えないように、賃金・労働時間を抑制している。
 標準報酬月額が37万円を超えないように、賃金・労働時間を抑制している。
 在職老齢年金と賃金との合計額が一定額以上になるように賃金・労働時間を調整している
 その他
 どのような措置も講じていない。

出典:「平成12年高齢者就業実態調査」(厚生労働省大臣官房)

(注) 選択肢中、

- ① 「老齢年金の支給停止額が2割を越えないように賃金・労働時間を抑制している」場合は、年金額の2割カットのみで、賃金の増加2に対し年金1が減額される調整は行われないこととなり、
- ② 「標準報酬月額を37万円を超えないように賃金・労働時間を抑制している」場合には、賃金額が37万円を超過する場合は賃金増加分に対する調整が行われないこととなる。

定年制等有る事業所の在職老齢年金受給権者に係る賃金・労働時間に関する措置(平成12年)



出典:「平成12年高齢者者就業実態調査」(厚生労働省大臣官房)

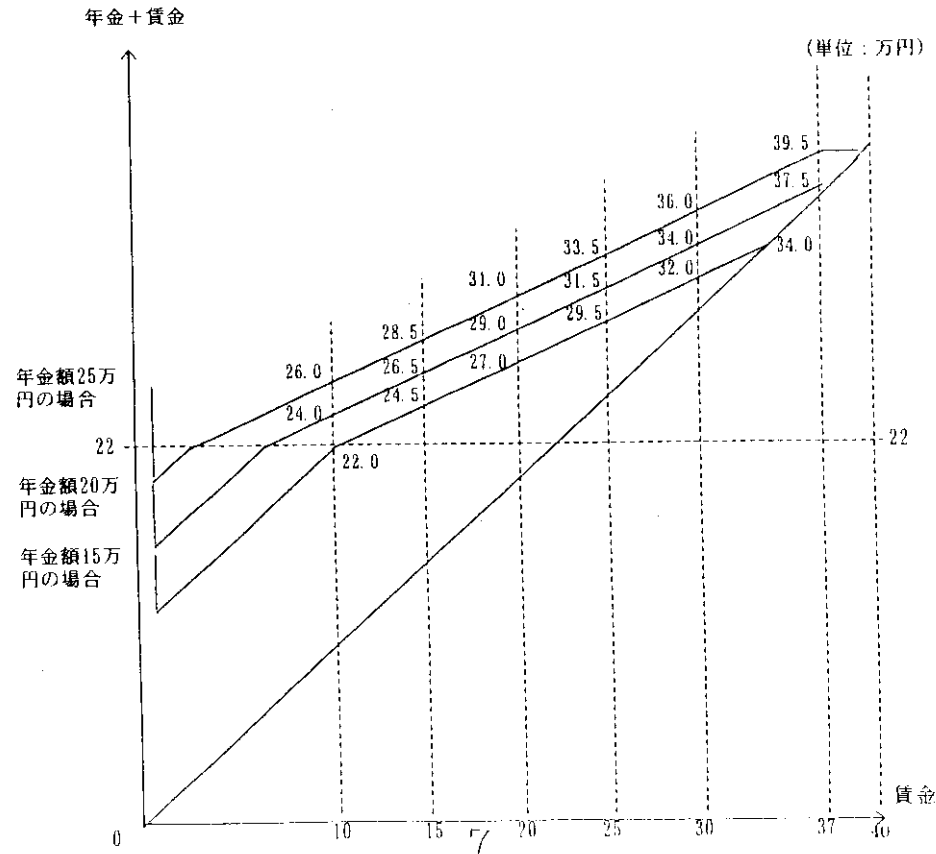
在職老齢年金制度

1. 制度の趣旨

在職しつつ老齢年金を受給する60歳台の高齢者に関して、高齢者の生活水準や保険料を負担している現役世代とのバランス等を考慮して、賃金の額に応じて年金額の一部又は全額を支給停止する仕組み。

2. 60歳台前半の在職老齢年金制度

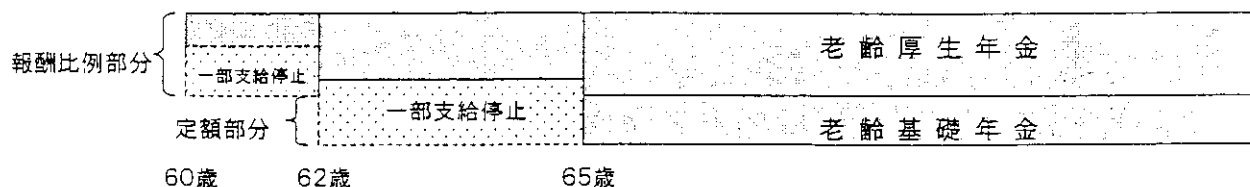
- 賃金(標準報酬)の増加に応じて、賃金と年金の合計額が増加する仕組み。
 - ・ 在職中は、2割の年金を停止するが、賃金と年金(8割支給)の合計額が22万円に達するまでは、賃金と年金は併給する。
 - ・ これを上回る賃金がある場合は、賃金の増加2に対し、年金額1を停止する。
 - ・ 賃金が37万円を超える場合は、賃金が増加した分だけ年金を停止する。



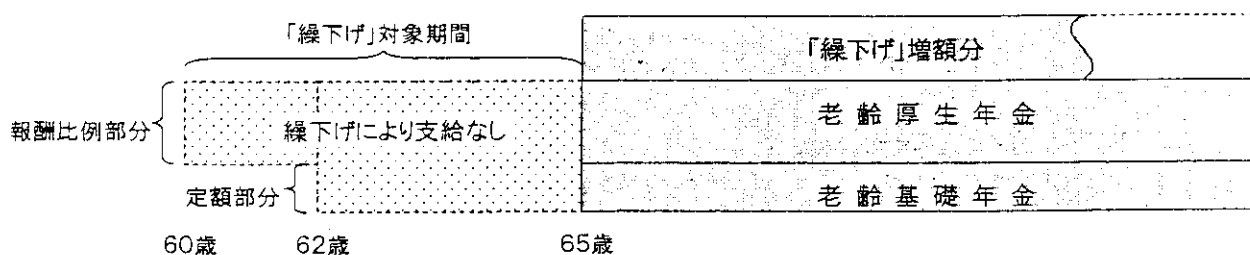
○ 年金を繰下げ受給できる新たな仕組みを検討するためのイメージ図

パターン1 定額部分の支給開始年齢引上げ途上世代

◇ 「繰下げ」を行わない場合(在職による一部支給停止)

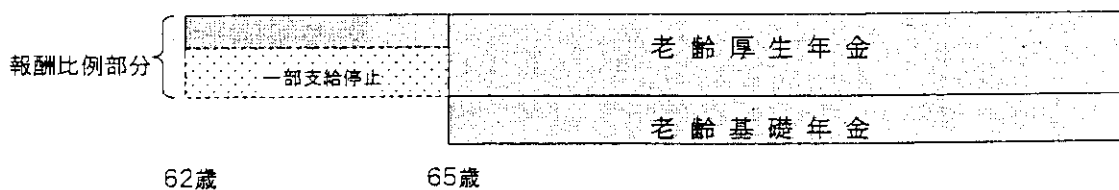


◇ 「繰下げ」を行った場合

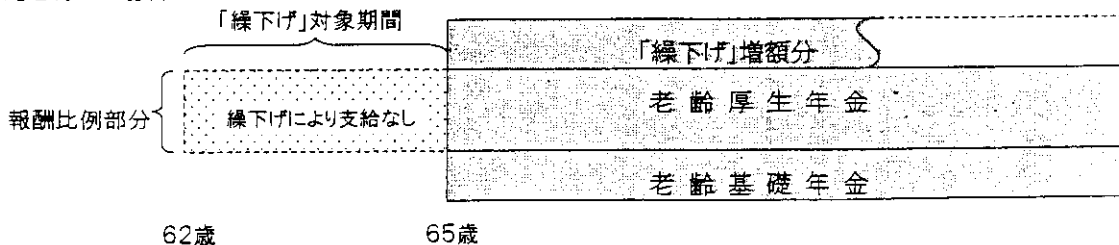


パターン2 報酬比例部分の支給開始年齢引上げ途上世代

◇ 「繰下げ」を行わない場合(在職による一部支給停止)



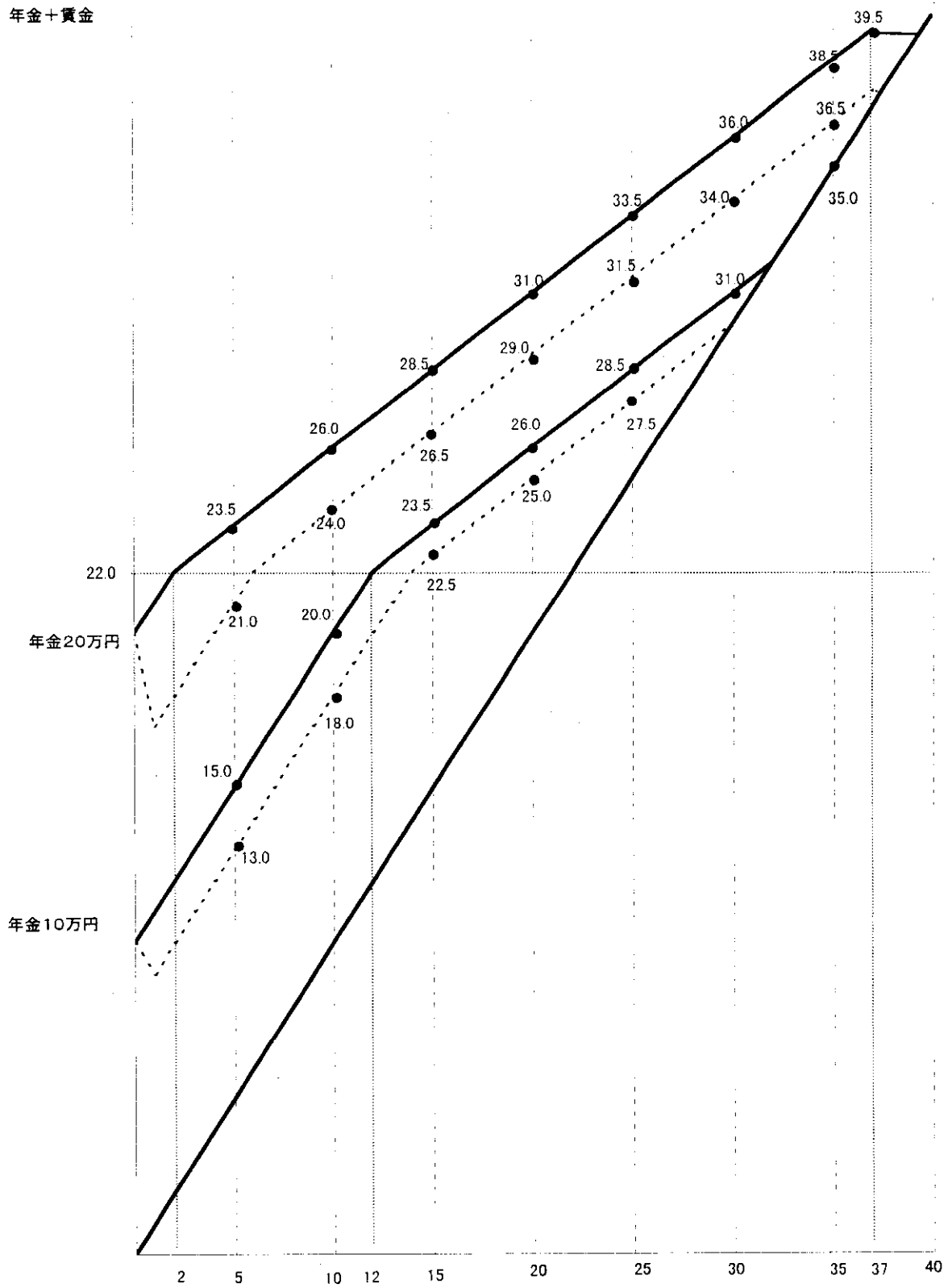
◇ 「繰下げ」を行った場合



I. 2割カット廃止+2対1調整開始点(22万円ライン)維持

(単位:万円)

年金+賃金



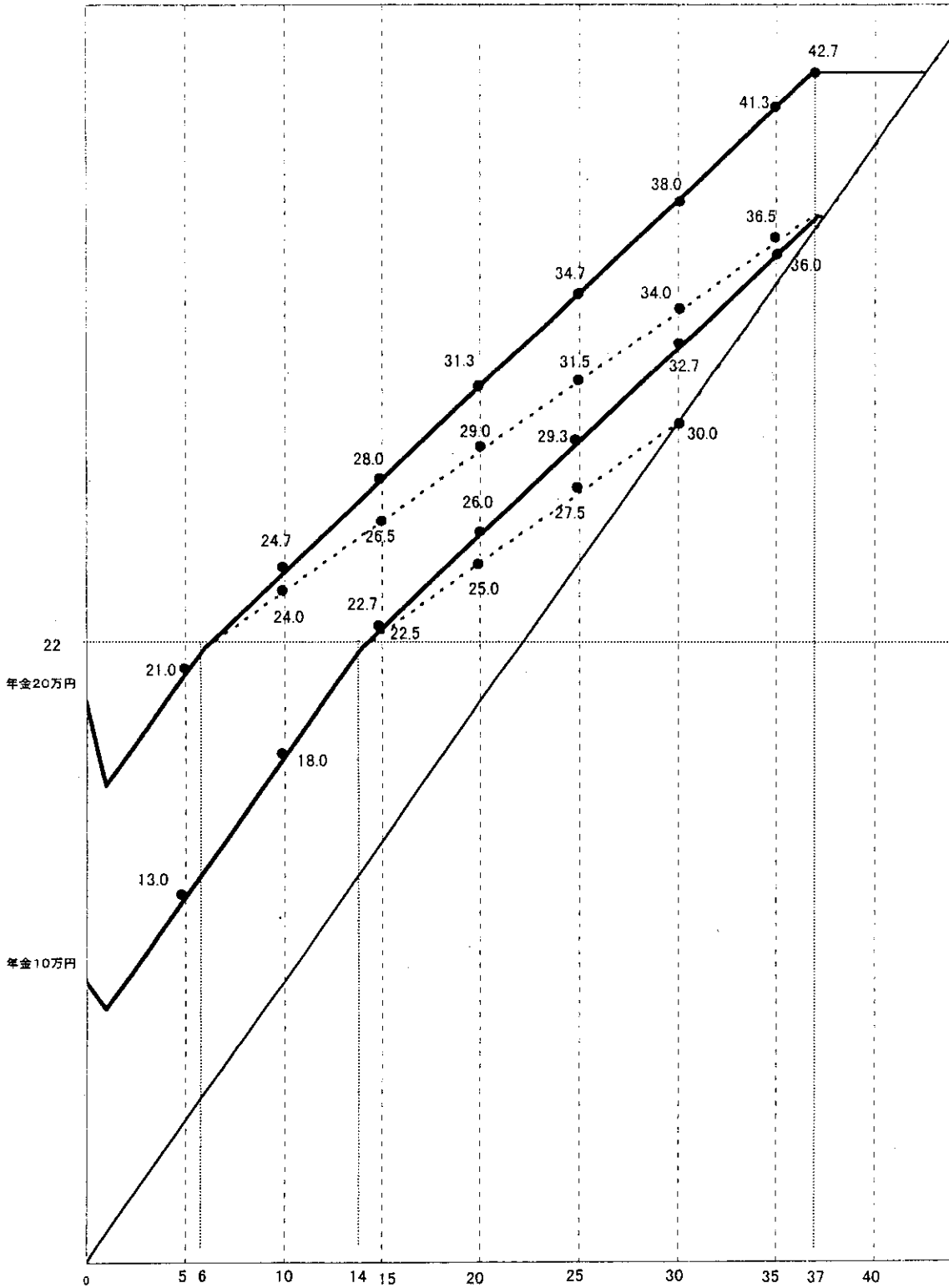
※点線は現行制度

賃金

II. 調整率の緩和(例えば2:1調整→3:1調整)

(単位:万円)

年金+賞金



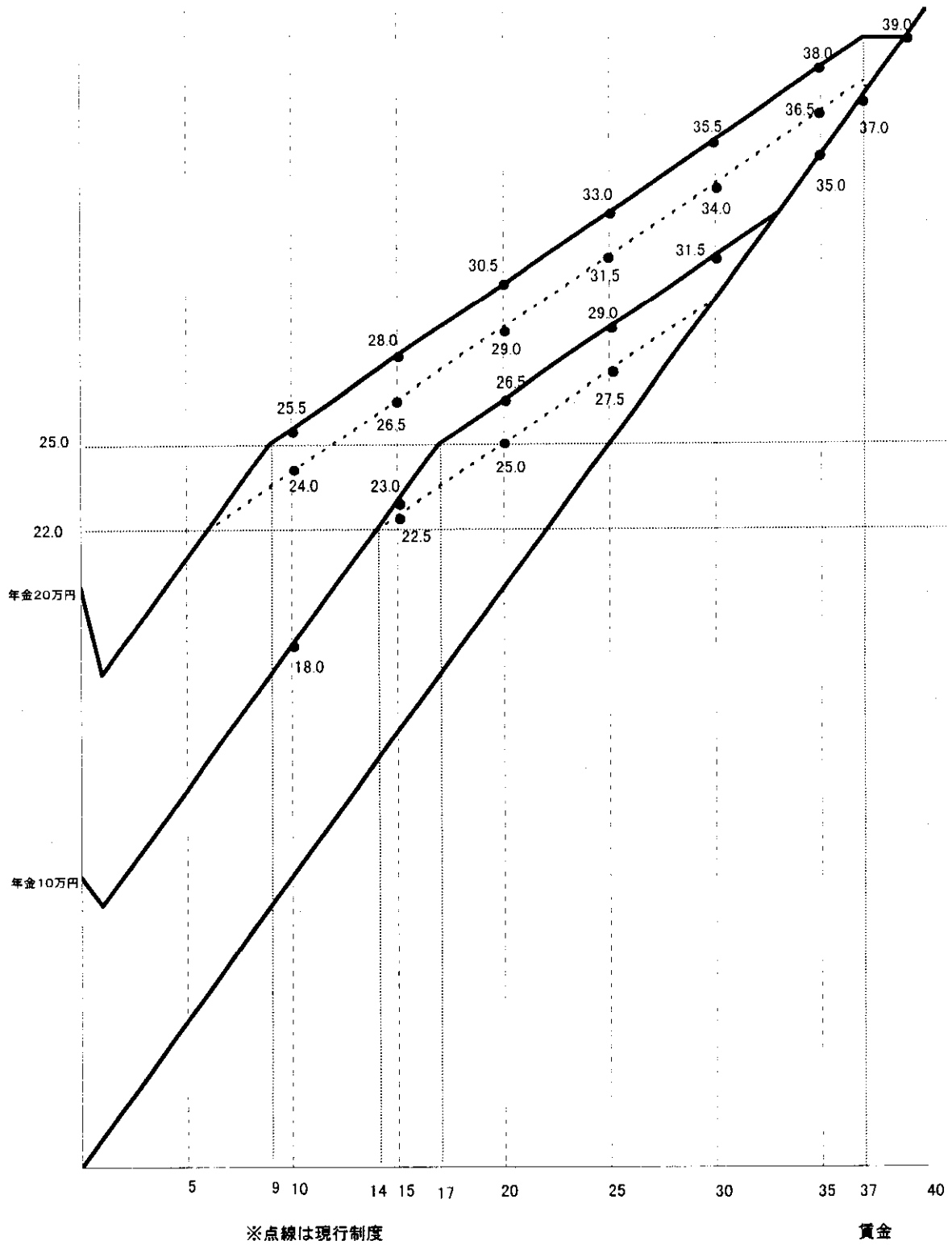
※点線は現行制度

賞金

Ⅲ. 2対1調整開始点(22万ライン)の引上げ(例えば22万→25万)

(単位:万円)

年金+賞金

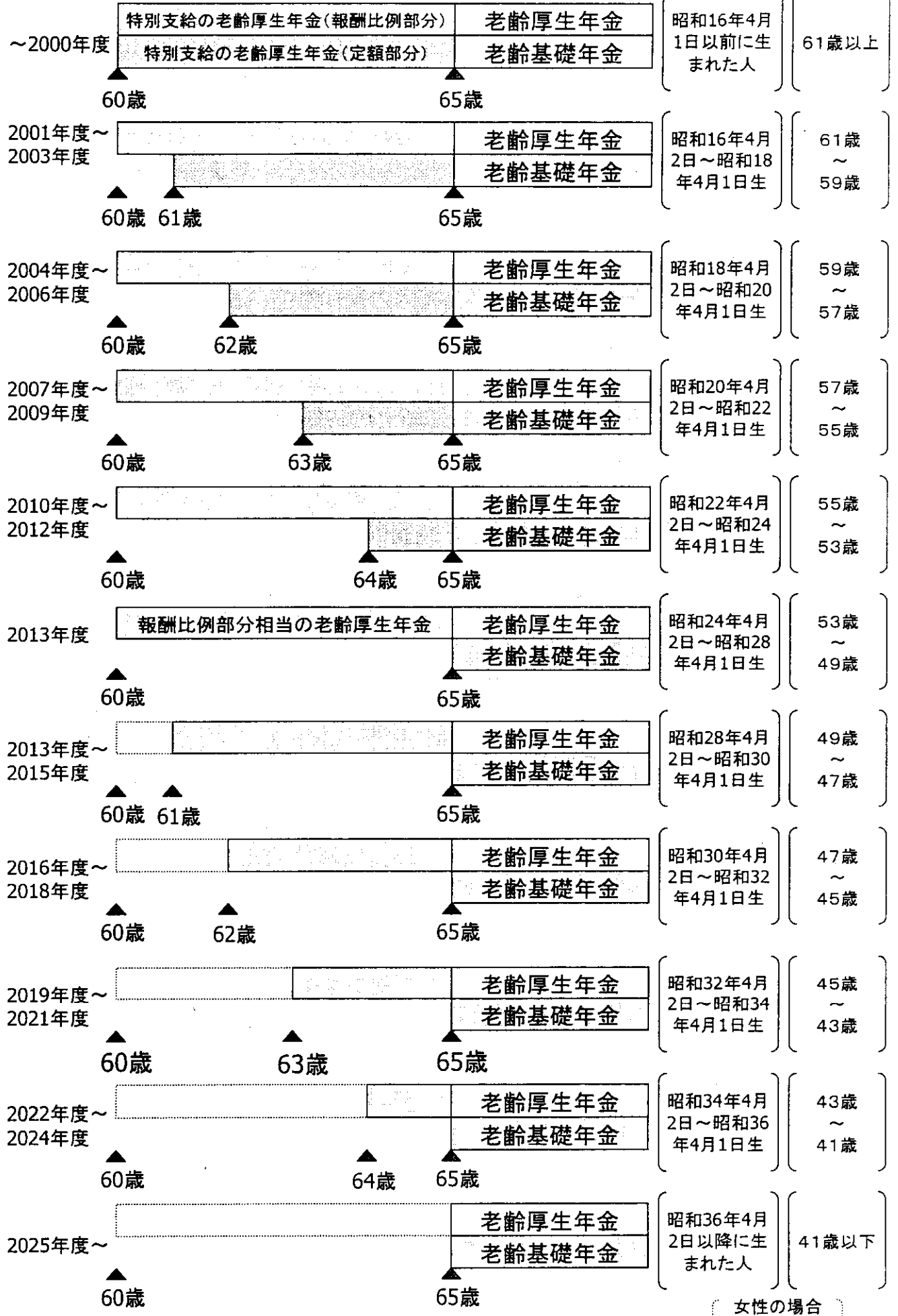


特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢の引上げ

※男性の場合 ※現在の年齢

定額部分の引上げ

報酬比例部分の引上げ



女性の場合は5年遅れ